

共済記録に係る日本年金機構における作業状況について

平成24年10月25日

日本年金機構

I 共済記録の整備に係るこれまでの経過について

- 共済記録に関しては、基礎年金番号制度の導入と合わせて、平成 9 年 1 月より、各共済組合から組合員に関する情報等の提供を受けている。また、新たに基礎年金番号を付番した者の情報を共済組合に提供を行うなど、共済組合と旧社会保険庁・日本年金機構で基礎年金番号を基本とした情報交換を行っている。

- また、平成 19 年 7 月 5 日に年金業務に関する政府・与党連絡協議会において取りまとめられた「年金記録に対する信頼回復と新たな年金記録管理体制の確立について」に基づき、平成 9 年の基礎年金番号導入前に退職して組合員でなくなっている方の共済記録のうち、平成 19 年 7 月時点で基礎年金番号に統合されていない 198 万件の記録（以下、「共済過去記録 198 万件」という。）について、基礎年金番号への統合を行ってきた。

【参考】「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成 19 年 7 月 5 日 政府・与党）〈抜粋〉

『平成 9 年の基礎年金番号導入前に退職して組合員でなくなっている方の共済年金の記録のうち、基礎年金番号に統合されていない、いわゆる共済過去記録「181 万件」については、厚生年金制度への一元化に向けて、基礎年金番号に統合する。

この過程において、「181 万件」とすべての年金受給者及び現役加入者の記録との名寄せを行った上で、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨をお知らせする。【平成 21 年度中を目標】』

（注） 上記の「政府・与党」の文書〈抜粋〉中 181 万件とあるのは、その時点における共済組合等からの見込み件数であり、提供された記録は 198 万件である。

Ⅱ 共済過去記録198万件への対応

- 平成9年前に退職して共済組合員でなくなった方の共済記録のうち、共済過去記録198万件について基礎年金番号の記録と名寄せを行ったうえで、基礎年金番号と結び付く可能性がある方に「共済組合等加入記録の確認のお知らせ」を送付し、ご自身の共済記録であるか確認をお願いした。（茶色便） ※ 送付の対象となった記録の件数132万件
- こうした茶色便を送付する等の対応の結果、120.3万件（61％）の記録の統合が行われた。
- 作業中の約77万件の共済過去記録については、引き続き、茶色便未回答者への更なるアプローチや氏名変更履歴による名寄せ作業など、統合に向けた取組みを行う。

1 現状

共済組合等から提供された共済過去記録198万件については、機構で管理する基礎年金番号と名寄せを行い、記録が結び付くと思われる方に茶色便を送付するなど、順次、統合作業等を行ってきた結果、120.3万件について統合したところである。

この他、共済組合における更なる調査で基礎年金番号が判明するものもあり、平成24年9月末現在、共済組合から基礎年金番号への統合に向け、198万件のうち7.6万件の新たなデータが機構に提供されている。このうち、3万件は基礎年金番号への統合等の作業中である。

なお、こうした施策を行ってもなお統合に至らない記録については、以下の対応により、更に記録統合事務の推進を図る。

2 今後の対応

(1) 茶色便未回答者への更なるアプローチ

まずは、茶色便を送付したにもかかわらず、回答をいただけていない22万件^(注)について、回答票の提出を促すよう再度お知らせを送付する。

・発送時期 平成25年3月～

(注) 回答いただけていない理由としては、特別便にて同様の回答を行っていることや、加入期間が短期間であったことから加入していた記憶が薄れており、茶色便が送付されても申出がなかったことなどが考えられる。

(2) 氏名変更履歴名寄せの実施

茶色便未回答者への更なるアプローチに併せて、現在、基礎年金番号への統合作業中の共済過去記録(77万件)については、婚姻等により氏名が変わった者が見受けられることから、新たに変更前の氏名との名寄せを行い、記録が結び付くと思われる方に対してお知らせを送付する。

・発送時期 平成25年3月～

(3) ねんきんネットへの掲載

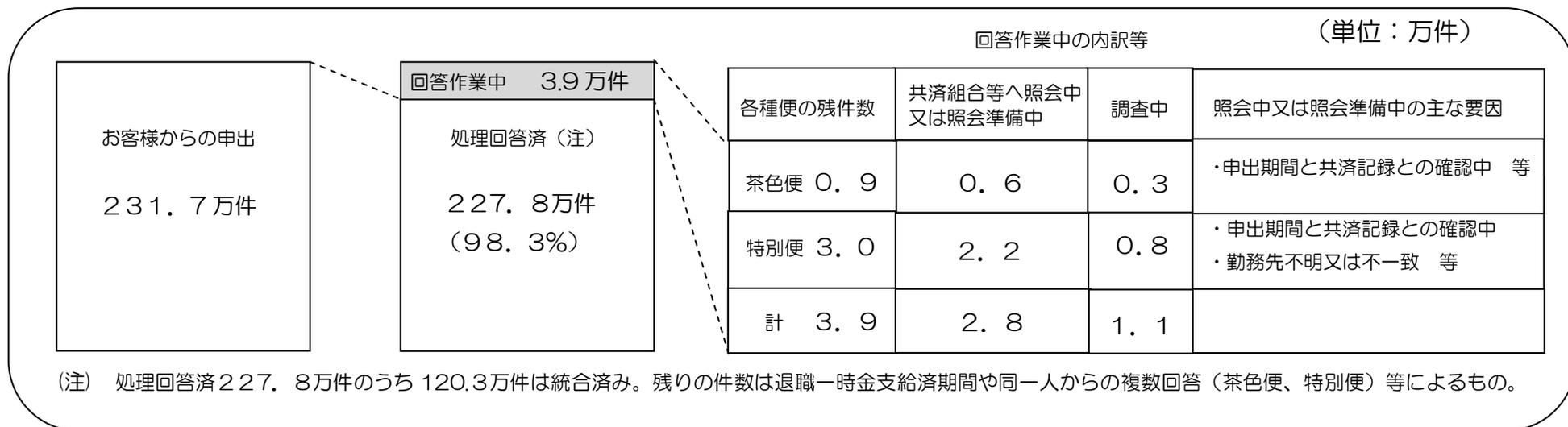
上記の事業を行ってもなお基礎年金番号に統合できない記録については、新たに「ねんきんネット」に掲載して記録の有無の検索を可能にし、受給者、被保険者等に確認を呼びかけていく。(平成25年度中目途)

Ⅲ お客様からの申出 231.7 万件の処理状況

- 共済記録に関しこれまで以下のとおり2つの施策を実施した結果、お客様からの申出があった件数は以下のとおり。
 - ① 平成21年3月に「共済組合等加入記録の確認のお知らせ」を送付（茶色便）
 - ※ 申出件数 87.7万件
 - ② 他方で年金記録問題の対応の一環として、平成19年12月から平成20年10月に「年金記録のお知らせ」を送付（特別便）
 - ※ 申出件数 144.1万件
- お客様からの申出件数（合計）231.7万件については、これまでに227.8万件を処理回答した。現在残りの3.9万件が回答作業中であることから、平成24年中に対応が完了するよう、申出のあった方に早期に回答作業を進めていく。

1 現状

茶色便及び特別便を送付したお客様から、共済記録について「ご自身の記録である」との申出があったもの等に係る対応状況は以下のとおり。（平成24年9月末現在）



2 回答作業中3. 9万件に係る今後の対応

(1) 回答作業中3. 9万件のうち、

- ① 照会中又は照会準備中の2.8万件のうち2.2万件については、平成24年11月を目途に全件を共済組合等に対し照会する。残りの0.6万件は照会中。
- ② 調査中の1.1万件については、10月中に調査を完了し、申出期間と共済記録との確認がとれない場合等のパターン毎に仕分けを行うことで作業効率の向上を図る。

(2) 仕分け後の対応

上記(1)の結果、お客様の申出と共済記録との確認がとれない場合（機構では確認がとれない場合）には、お客様に対し記録の原本を保有する共済組合等に直接ご照会いただく旨の案内文書を同封のうえ回答を行う。

※ 上記取組みの実施に当たっては、共済組合等と十分な調整を行う。

[備考]記録問題工程表（平成24年3月改訂）

共済記録への対応

- ・ 共済期間の確認を要するものは、各共済組合等から機構に送付された補正データにより記録の整備が行われたものから順次ご本人に回答を行う。整備の結果が本人申出と相違するもの等については共済組合等に照会を行い、平成24年中に回答を得て処理することを目指す。

IV 共済記録に関する照会への今後の対応

- ・ 日本年金機構ホームページにおいて、共済記録は共済組合等において管理されていることを丁寧に解説する。
- ・ 共済記録に関する照会対応についての年金事務所等の実情を把握したうえで、的確な対応ポイントを窓口職員に情報提供する。

[その他]

- 老齢基礎年金の額に影響を与えると思われる場合への対応
 - ・ 特別便及び茶色便を送付したお客様から共済記録の確認依頼があったものに、老齢基礎年金の年金額の基礎となっている共済期間と、共済組合から提供のあった共済記録が不一致となる事例が確認された。
 - ・ その原因について調査したところ、機構側の入力誤りにより、本来、基礎年金額の算定基礎に含めることができない旧法の退職年金の受給権が発生している共済期間を合算対象期間として入力すべきところを共済期間としたものなどの誤りが29件判明した。
 - ・ これらについては、年金事務所において、年金額訂正に向けて作業を行うこととしている。